

## 2024年4月1日以降始期契約 傷害保険等の商品改定

対象種目によって、該当のページをご確認ください。

- ① 団体総合生活保険.....1ページ
- ② 総合生活保険.....2ページ
- ③ 特殊な団体傷害保険.....3ページ
- ④ 海外旅行保険.....4ページ
- ⑤ 学校旅行保険.....5ページ

団体総合生活保険の  
2024年4月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

**団体総合生活保険 商品改定のご案内**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2024年4月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

**1 改定する商品**

団体総合生活保険(傷害補償、こども傷害補償)

**2 改定点**

改定項目	概要
「特定感染症危険補償特約」の補償対象となる感染症の変更	現在は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)における「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象としていますが、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象外とし、補償対象となる感染症を「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」に変更します。 なお、2023年5月8日(月)以降、「新型コロナウイルス感染症(Covid-19)」は感染症法における「五類感染症」に位置付けられています(「五類感染症」は、従来より補償対象外です。)  (*1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま す。)であるものに限りま す。  (*2)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている 場合に限りま す。

このご案内は、2024年4月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

また、「ご契約のしおり(約款)」や「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-23011-202309

総合生活保険の  
2024年4月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

**総合生活保険 商品改定のご案内**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております総合生活保険について、2024年4月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

**1 改定する商品**  
総合生活保険(傷害補償、こども総合補償)

**2 改定点**

改定項目	概要
「特定感染症危険補償特約」の補償対象となる感染症の変更	<p>現在は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)における「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象としていますが、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象外とし、補償対象となる感染症を「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」に変更します。</p> <p>なお、2023年5月8日(月)以降、「新型コロナウイルス感染症(Covid-19)」は感染症法における「五類感染症」に位置付けられています(「五類感染症」は、従来より補償対象外です)。</p> <p>(*1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。</p> <p>(*2)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。</p>

このご案内は、2024年4月1日以降始期の総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。  
また、「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07ut-GJ05-23012-202309

# 特殊な団体傷害保険の 2024年4月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

## 特殊な団体傷害保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております特殊な団体傷害保険について、2024年4月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

### 1 改定する商品 学校契約団体傷害保険

### 2 改定点

改定項目	概要
「特定感染症危険」後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約」の補償対象となる感染症の変更	<p>現在は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）における「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象としていますが、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象外とし、補償対象となる感染症を「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」に変更します。</p> <p>なお、2023年5月8日(月)以降、「新型コロナウイルス感染症(Covid-19)」は感染症法における「五類感染症」に位置付けられています(「五類感染症」は従来より補償対象外です。)</p> <p>(*1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。</p> <p>(*2)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。</p>

このご案内は、2024年4月1日以降始期の特殊な団体傷害保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

また、「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

0701-GJ05-23013-202309

海外旅行保険の  
2024年4月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

**海外旅行保険 商品改定のご案内**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております海外旅行保険について、2024年4月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

**1 改定する商品**  
海外旅行保険、海外旅行傷害保険、リスク細分型海外旅行保険(MARINE PASSPORT)

**2 改定点**

改定項目	概要
「治療開始までの期間」等の緩和対象となる感染症の変更	疾病に関する補償における「治療開始までの期間」等(*1)が緩和される感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)における「指定感染症(*2)」および「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*3)」を対象外とし、「一類感染症から四類感染症」に変更いたします。 なお、2023年5月8日(月)以降、「新型コロナウイルス感染症(Covid-19)」は感染症法における「五類感染症」に位置付けられています(「五類感染症」は従来より「治療開始までの期間」等が緩和される感染症の対象外です。)  (*1)特定の感染症以外の疾病の場合は「責任期間終了後 72 時間以内に治療開始した場合(死亡保険金については責任期間終了後 72 時間以内に治療開始し、30 日以内に死亡された場合)」が補償対象となりますが、特定の感染症の場合は「責任期間終了後 30 日以内に治療開始した場合(死亡保険金については死亡された場合)」が補償対象となります。 なお、一部の商品・特約については、補償対象となる「治療開始までの期間」が「72 時間⇒48 時間/30 日⇒14 日」等、内容が異なります。  (*2)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。  (*3)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。

このご案内は、2024年4月1日以降始期の海外旅行保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。  
また、「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

0703-GJ05-23014-202309

# 学校旅行総合保険の 2024年4月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

## 学校旅行総合保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております学校旅行総合保険について、2024年4月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

### 1 改定点

改定項目	概要
「治療開始までの期間」の緩和対象となる感染症の変更	疾病に関する補償における「治療開始までの期間」(*1)が緩和される感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における「一類感染症から四類感染症」に変更します>(*2)  (*1)特定の感染症以外の疾病の場合は「責任期間終了後 48 時間以内に治療開始した場合（死亡保険金等については、責任期間終了後 48 時間以内に治療開始し、30 日以内に死亡された場合）」が補償対象となりますが、特定の感染症の場合は「責任期間終了後 14 日以内に治療開始した場合（死亡保険金等については、30 日以内に死亡された場合）」が補償対象となります。  (*2)本改定に伴い、「治療開始までの期間」が緩和される感染症の対象外となる感染症もごございますが、対象となる感染症数は増加いたします(改定前:約 25 種⇒改定後:約 60 種)。

このご案内は、2024年4月1日以降始期の学校旅行総合保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。  
また、「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

0719-GJ05-23015-202309